

古い

最大

40万円

空き家の 解体補助 あります



申請を希望される場合は、まずはお電話にてご相談ください。



住宅政策課 空き家・空き地対策室
TEL 0859-23-5288

〒683-8686 鳥取県米子市鞆町一丁目160番地
受付時間：9時～17時

米子 準防火 解体



米子市老朽木造空き家除却補助事業

対象者

米子市内にある対象建物の所有者

対象の建物

①～⑥すべてに当てはまる建物

- ① 建物が 準防火地域 にある
- ② 空き家となっている
- ③ 木造である
- ④ 一戸建て住宅である（長屋や共同住宅ではない）
- ⑤ 昭和56年5月31日以前に建築されている（旧耐震基準の建物）
- ⑥ 一見して倒壊の危険性があると判断できる(※)



市内の準防火地域に含まれる地区

▶ 全域が準防火地域に含まれる地区

明治町、末広町、大工町、塩町、茶町、日野町、万能町、道笑町1丁目/2丁目、糀町1丁目/2丁目、博労町1丁目、東町、法勝寺町、紺屋町、四日市町、東倉吉町、中町、加茂町1丁目/2丁目、天神町1丁目/2丁目、西倉吉町、朝日町、尾高町、岩倉町、寺町、立町1丁目/2丁目、灘町1丁目/2丁目、富士見町、富士見町1丁目/2丁目、角盤町1丁目/2丁目/3丁目/4丁目、錦町1丁目/2丁目、米原

▶ 一部が準防火地域に含まれる地区

西町、久米町、内町、立町3丁目/4丁目、錦町3丁目、弥生町、灘町3丁目、米原1丁目

補助額

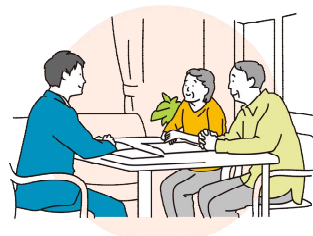
解体費用の23%（最大40万円）

申請方法

事前相談が必要です。必要な書類を用意してから相談してください。

▶ 必要な書類

- ・耐震診断調査票(※)
- ・写真（空き家の外観、倒壊の危険性があると判断できる箇所）
- ・建物の登記簿謄本または固定資産税の課税明細書



(※)：詳しくはホームページでご確認いただくか、お電話にてお問い合わせください。